

令和4年度糖尿病性腎症重症化予防事業にかかる保健指導業務仕様書

1 業務名称 令和4年度糖尿病性腎症重症化予防事業にかかる保健指導業務

2 履行期間 令和4年契約締結日から令和5年3月15日まで

3 業務目的

糖尿病性腎症（DN）や糖尿病性腎臓病（DKD）の患者に対し、通院先の医療機関と連携を図りながら継続的な保健指導を実施し、重症化を防ぐことで、人工透析への移行を遅らせることを目的とする。

4 業務内容

(1) 保健指導の実施 保健指導対象者予定人数：30人

ア 対象者は、守山市国民健康保険被保険者のうち40歳以上74歳以下の者で、前年度に受診した特定健康診査、人間ドック、事業主健診等の健康診査の結果、次の(ア)かつ(イ)に該当し、かかりつけ医からの「栄養指導指示書」の提出を得られた者（以下、「対象者」とする。）とする。

(ア) 空腹時血糖 126mg/dl 以上

または、随時血糖 200mg/dl 以上

または、HbA1c6.5%以上

(イ) eGFR50ml/分/1.73m² 未満（70歳以上は40ml/分/1.73 m² 未満）

または、尿たんぱく(+)以上

イ 本保健指導除外者は、以下に該当する者とする。

(ア) 委託業務開始時に資格を喪失している者

(イ) 1型糖尿病を有する者

(ウ) 病院の糖尿病内科、腎臓内科にて医療管理中の者

(エ) 糖尿病腎症病期分類に定める第5期（透析療法期）に該当する者または透析治療中の者

(オ) 腎臓移植を受けた者

(カ) がんで治療中または重度の合併症を有する者（治療が終了し経過観察中の者は対象とすることがある。）

(キ) 終末期および認知機能障害のある者

(ク) 精神疾患を有する者

(ケ) 指定難病を有する者

(コ) 保健指導の実施に問題があると主治医が判断した者

(サ) 保健指導の実施に問題があると判断したのち、協議の結果、合意判断した者

ウ 保健指導実施期間は、1人あたり6ヶ月間とし、対面（リモート不可）による初回面接を1時間程度、電話等による継続支援を5回（1回30分程度）行い、保健指導対象者から質問や相談がある場合は、対応可能な時間内で受け付けるものとする。

エ 保健指導のスケジュールおよび指導内容については、別紙1のとおりとする。主な指導

内容は、かかりつけ医が記入した「保健指導指示書」に沿った保健指導（低たんぱく食およびカリウム制限等の食事指導も含む。）、服薬指導とする。

オ 保健師または看護師 1 名以上および管理栄養士 1 名以上による保健指導とする。受託者の雇用する指導員の保健師、看護師および管理栄養士は、派遣社員の委託契約または業務委託ではなく、直接雇用の社員とする。

カ 保健指導を行う者は、糖尿病性腎症（DN）や糖尿病性腎臓病（DKD）の病態や治療方法に関する講習会の受講や各学会のガイドラインの確認等により、あらかじめ介入に必要な知識・技術を習得した者であること。

キ 保健指導用の教育機材は、受託者が作成したテキスト、自己管理手帳等とする。

ク 保健指導対象者が保健指導途中において、次の(ア)から(エ)の手続を経た上で、なお連絡がつかない場合は、委託者に報告の上、中途辞退とみなす。

(ア) 最後の指導から 1 ヶ月経過の上、指導予定週をむかえても電話連絡がつかない。

(イ) 曜日や時間を変えて電話連絡を 2 週間（架電回数 5 回以上）続ける。

(ウ) (イ)を行った上で連絡がつかない場合は、手紙で継続参加意思の確認を行う。

(エ) 手紙を発送後 2 週間が経過してもなお連絡がつかない場合は、中途辞退者とみなし、委託者へ報告する。

ケ 初回面接は、市が指定する日時に、守山市福祉保健センターで行うものとする。

(2) 報告

ア 受託者は市およびかかりつけ医に対し、対象者ごとの保健指導実施に関する報告書を指導月の翌月ごとに提出する。

イ 受託者は保健指導実施による対象者の生活習慣や検査値の変化等、および次年度以降に実施すべき保健指導の有効な施策について、市に最終事業報告書を提出する。

(3) その他

ア 受託者は、事業を実施するにあたって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策について、市と相談の上で実施すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の地域における感染の状況等を踏まえて、事業内容の変更が必要な際は、代替案等について検討し、市と相談の上で実施すること。

ウ その他、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な対応等について、市と相談の上で実施すること。

5 委託料の支払

委託者は、対象者ごとの進捗状況に合わせて各月に委託料を支払う。

対象者が保健指導を中途辞退した場合は、委託者は各月の委託料において、保健指導を中断した回までの委託料を支払う。

委託料の支払は、保健指導実施月末締め、翌月 10 日までの請求とし、受託者から請求のあった日から 30 日以内に支払うものとする。

6 その他

(1) 個人情報を取り扱う場合は、守山市個人情報保護条例（平成 14 年守山市条例第 36 号）および同条例施行規則（平成 15 年守山市規則第 3 号）を遵守するとともに、その業務に従事す

る者から当該委託業務に係る個人情報の保護を図る旨を誓約する「委託事務に係る誓約書」を徴し、その写しを提出すること。

(2) 受託者は、委託者から受領した個人情報を互いに授受する場合、協議の上定めた方法に従う。

(3) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

別紙1 保健指導スケジュールおよび内容

月	回数	方法	内容	所要時間
1ヶ月	1回目	面接	情報収集 検査データの振り返り 生活習慣病、糖尿病性腎症に関する説明 服薬指導 栄養指導 「半年後の目標」と目標に対する行動計画立案の支援	60分
2ヶ月	2回目	電話等	行動計画に対する自己評価の確認とそれに対する助言 目標の見直し 質疑応答 検査データ確認	30分
3ヶ月	3回目	電話等	同上	30分
4ヶ月	4回目	電話等	同上	30分
5ヶ月	5回目	電話等	同上	30分
6ヶ月	6回目	電話等	同上 最終評価	30分